

伯耆町財政狀況
平成26年度当初予算
編成方針・要領説明会資料

平成25年11月

(1) 予算編成方針

1. 伯耆町の財政状況

①平成24年度決算状況（一般会計）

(千円)

区分	歳入額	歳出額	歳入歳出 差 引	翌年度へ 繰り越す べき財源	実質収支	単年度 収 支	実 質 単年度 収 支
H24	8,314,792	7,855,081	459,711	118,723	340,988	△2,667	365,989
H23	8,372,083	7,918,458	453,625	109,970	343,655	△64,722	391,324

平成24年度の伯耆町一般会計決算は、歳入全体では、地方交付税の減少などにより、前年度に比べ5,729万円の減額、歳出では、近年取組んでいる公債費の繰上償還などにより6,338万円の減額となりました。

昨年は、学校施設の耐震改修やゴミの減量化、道路改修などの生活環境に密着した事業を進めるとともに、全国どぶろく研究大会・日光交流促進事業・全国和牛能力共進会などの支援を行い、地域力の向上を図ることができました。また、東日本大震災の教訓を受けて、避難所の配置などを含めた防災計画の見直し、災害発生時に備えた備品整備など防災体制の強化を行いました。そのほか、本町独自の健康づくり事業として「健康ポイント制度」を導入し、健康診断事業や健康教室などへの参加誘因となる取組を実施しました。

②各財政指標の推移（普通会計ベース）

年 度	19	20	21	22	23	24
経常収支比率	93.5	92.6	85.3	84.4	89.4	87.4

臨時財政対策債の借入抑制、公債費の減少（繰上償還の効果）、生活保護世帯減少などにより昨年度に比べ2.0ポイント、改善しました。

今後は、先行き不透明な地方交付税の減少など、財源的に厳しい状況が予測されるため、引き続き、経常経費の削減に努める必要があります。

年 度	19	20	21	22	23	24
実質公債費比率	21.1	20.1	18.1	15.8	14.6	13.2

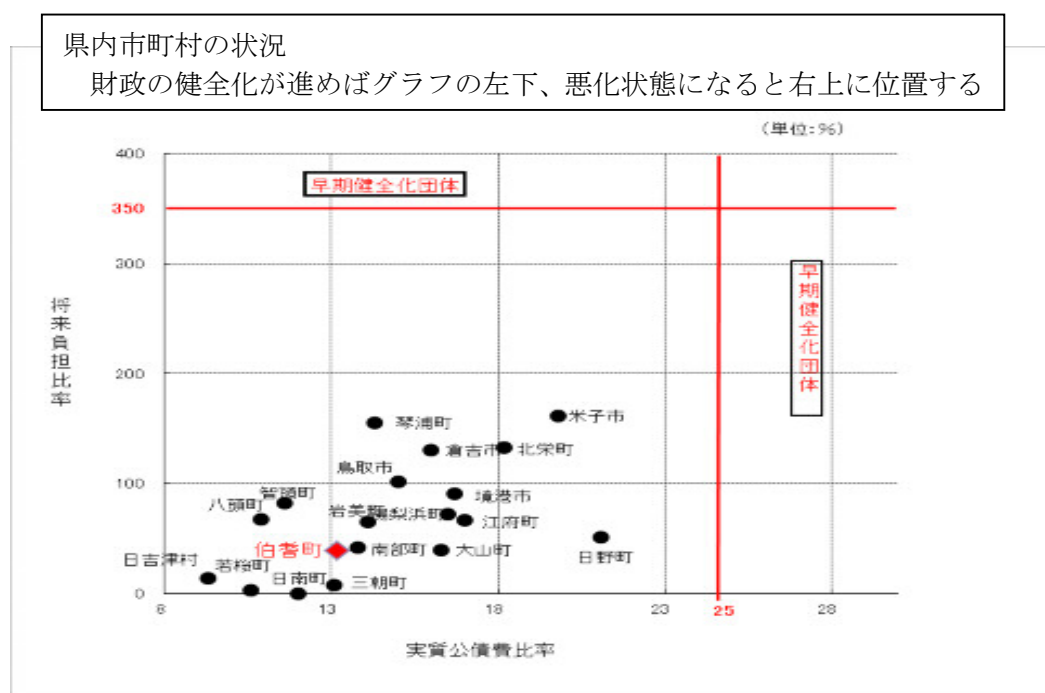
近年取り組んでいる繰上償還や鳥取西部地震の地方債等の償還が終了したことなどにより、元利償還金が減少し、昨年度に比べ△1.4%改善しました。

しかしながら、他団体（H23類似団体平均11.1%）に比べると依然として高い比率であるため、今後も新規発債の抑制や交付税措置のある有利な地方債の活用のほか、繰上償還等により適正な公債費管理を行う必要がある。

年 度	19	20	21	22	23	24
将来負担比率	96.1	85.4	73.6	60.2	51.9	38.4

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

平成24年度においては、繰上償還等による地方債残高の減少（前年度比△191,538千円）、公営企業債等繰入見込額（前年度比△186,048千円）によって将来負担額が大幅に減少しました。また、後年度負担に備えた財政調整基金等への積立、交付税措置のある有利な地方債の活用などによって充当可能基金残高が増加（+173,185千円）したため、前年度に比べ13.5%の減少となりました。

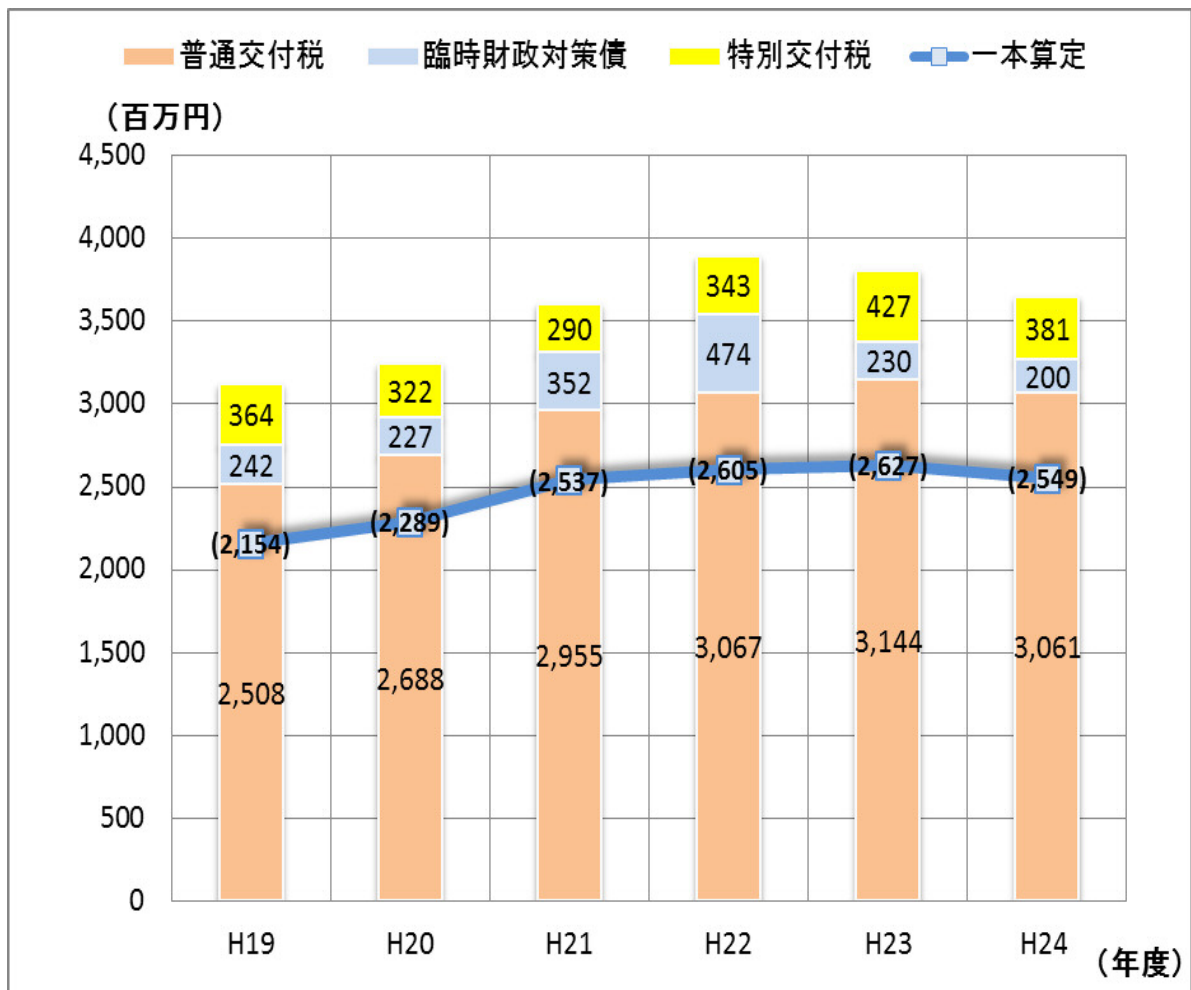


③交付税の推移

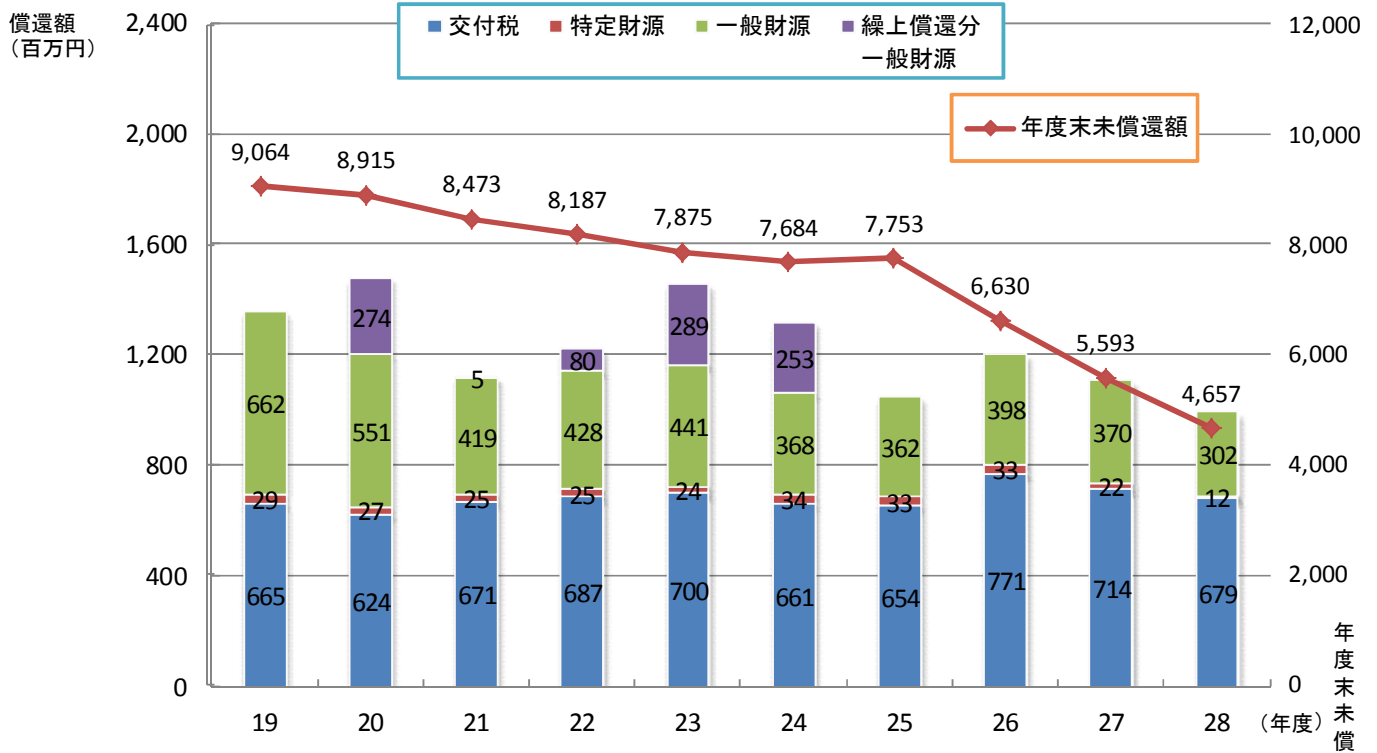
(百万円)

区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24
地方交付税	2,872	3,010	3,245	3,410	3,571	3,442
普通交付税①	2,508	2,688	2,955	3,067	3,144	3,061
（一本算定）	(2,154)	(2,289)	(2,537)	(2,605)	(2,627)	(2,549)
特別交付税	364	322	290	343	427	381
臨時財政対策債②	242	227	352	474	230	200
①+②	2750	2,915	3,307	3,541	3,374	3,261

H24決算では一本算定との差額が、5億12百万円。H27より段階的に減額される。

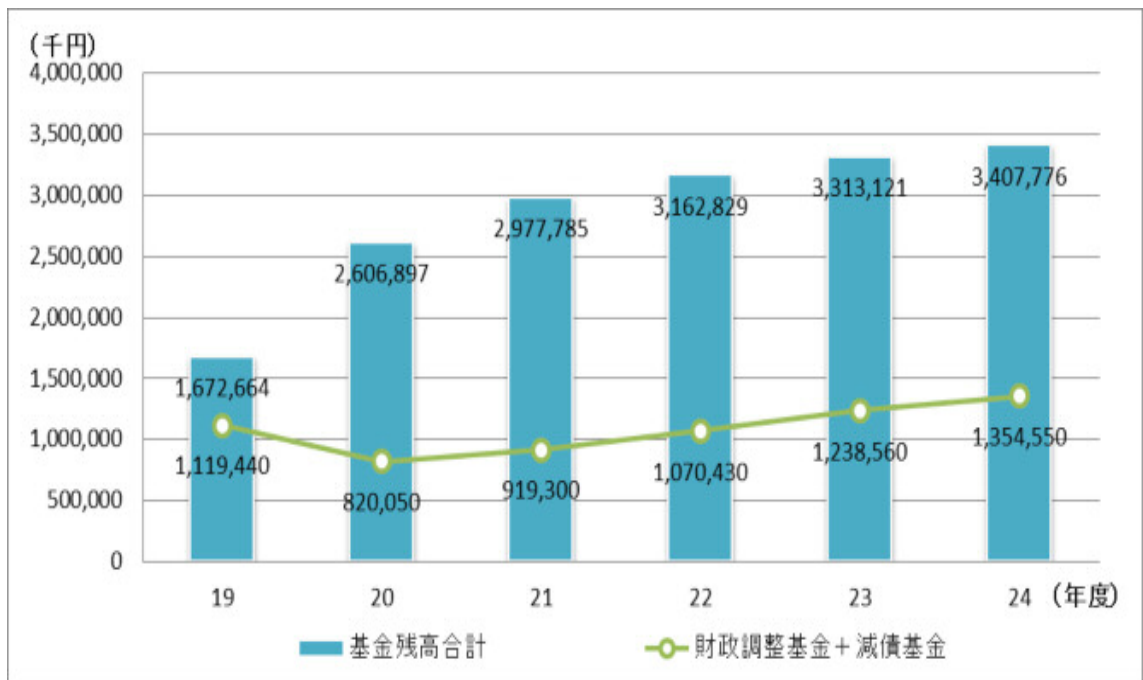


④地方債残高の推移（一般会計）



※平成25年度借入れ額含む（決算資料より）

⑤基金残高の推移（一般会計）



2. 予算編成の基本方針

平成26年度当初予算編成にあたっては、先行き不透明な交付税、依然として高い公債費負担など、今後も厳しい状況が見込まれます。そこで、先に行いました「全事務事業の見直し調査」をベースに、事業の必要性、費用対効果、決算分析など、あらゆる角度から事業内容等を再度見直し、事業の整理合理化に努めてください。

また国・県の動向を注視し、特に住民や財政への影響が多大となるものは、適切な対応を図ってください。（社会保障と税の一体改革に基づく消費税率の引き上げは、8%で予算計上。）

後期総合計画に計上している事業については、適切に予算に計上し、計画の着実な実施を図るものとしますが、積算にあたっては、再度見直しを行い、総事業費の抑制を図ってください。

当初予算は、年間の事業計画となります。「昨年度と同様」というような予算要求ではなく、職員の知恵と工夫による要求を行ってください。

(2) 予算編成要領

1. 当初予算編成スケジュール

平成25年11月13日（水）：予算要求入力開始

12月6日（金）：予算要求〆切

12月16日（月）：各課ヒアリング開始（予定）

平成26年 1月 上・中旬：総務課長査定

1月17日（金）：集落補助分要求 + 追加要求〆切

2月 上旬：町長査定（予定）

2. 基本的事項

① 安易に補正予算を見込まないこと

年度中途の補正予算は、原則として当初予算要求時には把握が困難なものや制度改正を伴うもの、災害関係経費など、真にやむを得ないものについて行うものとします。安易に補正予算を見込まず、通年予算として当初予算要求を行ってください。

また、当初予算計上もれによる補正予算要求が多々見受けられますが、当初予算計上漏れによる増額補正は認めませんので、十分に注意してください。

② 積算根拠は明確に

根拠のない金額での要求は認めません。全く新たな事業であっても、事業の実施に必要となるものを具体的に想定し見積もる等、説明可能な積算を行ってください。

(予測のできない災害時緊急対応分等を除き) 原則、あてのない予算の枠計上は認めません。

過去の執行状況等を踏まえて、適切な額を見積もってください。

③ 追加要求期限の設定

国の動向等が不透明なものは、原則、現行制度により要求を行ってください。ただし、住民生活に直接影響があるもので、その後、国の動向が明らかになったものについては、“追加要求期限”を設定し対応することとします。

3. 個別事項

① **歳入**については、町の資産を活用し、広告事業等により新たな財源の確保に努めること。また、国・県の補助制度ほか、民間の助成制度の活用をはじめとする、有利な財源の確保に努めること。また、利用料・使用料等についても消費税を適切に見積ること。

② **扶助費**については、国・県の制度改正の内容を充分把握し、的確な見込みを行い、

決算分析、対象者の見直し等細部にわたって徹底した検討を行い要求すること。

- ③ **維持管理費（光熱水費、燃料費、通信運搬費）**は、過去のデータ管理を徹底し、状況に応じて、必要な額を適切に見込むこと。（過大に見積もらないこと）
- ④ **維持補修費**については、施設の現状を把握し、緊急度等を十分精査・検討し、当該年度に補修等が必要と認められるものについて適正な額を要求すること。（補正は、年度中途に生じた原因による緊急性のあるもの以外は認めない）
- ⑤ **委託料**については、改めて委託業務の内容を見直し、長期継続契約・業種間の一括契約など必要最小限かつ効率化に努めること。
- ⑥ **補助金・負担金等**については、目的、事業内容、事業効果等を精査のうえ、必要不可欠なものに限って要求すること。また、交付先に対して積極的に経費縮減努力を促すこと。（交付団体等の決算書において補助金・負担金以上の繰越金がある場合などは、原則として要求を見送るか、事業内容を大幅に見直すなど精査してください）
- ⑦ **投資的経費**については、事業の必要性、期間の延長、起債借入の抑制等を考慮し経費節減を再度検討すること。
- ⑧ **町単独事業（集落補助事業）**については、原則、5ヵ年計画に計上された事業のみとするが、新規事業であっても必要度・緊急性が高いと認められるものについては、各課で十分に精査の上、優先順位をつけ要求を行うこと。（いずれも、原則当初要求のみ）
- ⑨ **一般財源のみの事業**については、特に見直しを行い、経費削減に努めること。
- ⑩ **その他**
 - ◆ 事務用品については、補助事業をあてにすることなく、真に必要な額を適切に見込むこと。
 - ◆ 食糧費については、原則ボランティアへのものだけとし、報酬、報償費の支払対象者及び職員のものとは認めない。また、昼食が必要なイベント等については、

午前又は午後のみ開催も検討すること。

- ◆ 加除式の図書については、必要性を再確認し、単行本で用が足りるものやインターネットで閲覧が可能なものは、購読を中止すること。また、学校・保育所などで参考図書やCD等で同じのものを購入している場合は、共有できないか検討すること。
- ◆ 制度的に現時点で把握できないものについては、現行制度で見積りを行い、内容が判明した時点で財政担当と協議の上、要求書の差し替え等を行うこと。
- ◆ 広告入り物品の寄附（広告事業）を活用し、経費の削減に努めること。